

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れに関する決議について

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れに関する決議を次のとおり提出する。

平成24年3月27日提出

提出者 市会議員 井坂 博文 ほか14名
(日本共産党市会議員団)

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れに関する決議

東日本大震災から1年が過ぎ、未曾有の大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の大事故と共に、今なお、被災地に大きな影を落としている。震災がれきは、今も山積み状態となっており、その速やかな処理は、被災地の復興にとって重要な課題である。政府が被災地での処理能力を強化することはもちろん、被災県以外の協力が求められており、本市においても、放射性物質に汚染されていないがれきについては、受け入れる必要がある。

そもそも、放射性物質に汚染された廃棄物については、福島第一原子力発電所による事故に起因したものであり、その責任は、第一義的に東京電力と政府が負うべきである。しかしながら、現在、政府が放射性物質への対策を真剣に行っているとは到底いえない状況にある。政府が指定した特別管理の必要な指定廃棄物は、セシウム134とセシウム137の濃度の合計で、1キログラム当たり8,000ベクレル以上のものである。それ以下のものは、放射性物質が含まれていても、指定廃棄物とせず一般廃棄物と同等の扱いで、まともな対策を講じていない。これは、従前の1キログラム当たり100ベクレル以上としてきたものを大幅に引き上げたものであり、政府の試算でも廃棄物の処理に携わる作業者に年間1ミリシーベルト近い被ばくを容認するものとなっている。本市は、政府に対し、現在の政府の基準や処理方法について是正し、放射性物質で汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策を抜本的に見直し、強化することを求めるべきである。

受入れに当たっては、第一に、自治体で焼却されている通常の廃棄物と同程度の放射能の量・質レベル以下のものに限定することが必要であり、本市の一般ごみ焼却施設における焼却後の主灰の放射性物質は不検出であるため、それを上回る放射性物質が付着したのがれきについては、受け入れないこと。第二に、処理の各段階での放射能測定の体制に万全を期すこと。その体制や財源、結果の公表については、国の責任で行うよう政府に強く求めること。第三に、処理の各段階での測定結果については全て公開すること。第四に、住民への説明と納得・合意を前提とすること。以上の条件を整えることが必要である。

以上、決議する。

年 月 日

京都市会